長　第104号

医政第207号

令和４年４月26日

各高齢者福祉施設等の管理者　様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岩手県保健福祉部医療政策室長

大型連休に向けた感染防止対策の再確認について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各施設・事業所におかれましては、細心の注意を払いながら取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの新規陽性者数は依然高止まりの状態にあり、今月下旬からは大型連休が始まることから、さらなる感染拡大が懸念されておりますが、特に入所型の施設においては、陽性者がやむを得ず施設内で療養を行う事態も生じており、そうした事態を想定した備えが必要とされております。

よって、大型連休を迎えるに当たり、各施設・事業所におかれては、改めて下記の事項に留意の上、自施設等の取組状況の点検を行うとともに、感染症発生時の対応について全職員に周知を図られますよう、よろしくお願いします。

記

１　チェックリストの活用による自己点検

別添のチェックリストにより、施設・事業所内における感染対策に係る自己点検を実施していただきたいこと（※報告は不要）。

２　施設内療養時における嘱託医や協力医療機関等からの協力内容の確認

施設内療養時においては、施設内療養者の健康管理はもとより、症状や状態が変化した際の救急搬送の判断など、医師の協力が不可欠となることから、医師が常駐していない施設等においては、嘱託医や協力医療機関等に対し、施設内療養時における協力を事前に依頼するとともに、どのような協力が得られるか再確認していただきたいこと。

なお、嘱託医や協力医療機関等の協力が困難な場合は、保健所に相談願いたい。

３　感染疑い者発生時の初動対応の確認

体調不良者が発生した場合、新型コロナウイルス感染症の可能性を考え、速やかに対処できるよう、初動対応についてシミュレーションを実施していただきたいこと。

　　特に、以下の事項について検討・準備をお願いしたいこと。

ア　利用者及び職員の健康状態の「見える化」

（※既存の資料がない場合は、別添の様式を参考にされたい）

イ　勤務可能な職員の人数等に応じた業務の絞り込みや業務手順の変更等の検討

ウ　職員の不足が見込まれる場合の自施設内他部署、法人内他施設に対する協力要請に係る事前調整、他法人との相互応援に係る検討

エ　応援職員に依頼する業務の範囲や内容の検討、応援職員が業務を円滑に行うために必要な各種資料の準備（業務手順書や利用者情報等）

４　高齢者施設等における面会の実施

連休時は家族等と面会する機会も多くなると考えられることから、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、感染が拡大している地域では、面会の実施に当たってオンラインによる実施等も含めた対応の検討もお願いする。

【担当】

長寿社会課介護福祉担当　小原

電話：019-629-5441

医療政策室感染症担当　坂下

　電話：019-629-6092